

議案第21号

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「社会保険各法」を「規則で定める社会保険各法」に改め、同条第3項中「その他の規定」を「の規定」に、「療養に要する費用」を「当該法令の規定により算定された療養に要する費用」に改める。

第9条第2項中「市は、」を「市長は、」に、「市長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「直接払(市長が医療機関等に対し、受給者に代わって一部負担金等を支払うことをいう。)ができる埼玉県内の医療機関等(以下「県内医療機関等」という。)で医療を受けた」に、「代わって当該医療機関等」を「当該受給者に代わって当該県内医療機関等」に改め、同条第4項中「指定医療機関等」を「県内医療機関等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項及び第4項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第2項及び第4項の規定は、令和4年10月1日以後の医療に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前の医療に係る医療費助成金の支給については、なお従来例による。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市内の医療機関等において行っていた窓口払いの一部廃止について、埼玉県内の医療機関等へ拡大すること等に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。